

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 8 月 8 日

【会社名】 丸一鋼管株式会社

【英訳名】 Maruichi Steel Tube Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 鈴木 博 之

【本店の所在の場所】 大阪市西区北堀江三丁目 9 番10号

【電話番号】 大阪(06)6531-0101

【事務連絡者氏名】 執行役員 人事総務部長 石 松 伸 一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号(八重洲ダイビル内)

【電話番号】 東京(03)3272-5331

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 東京事務所長 目 黒 義 隆

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 338,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)  
丸一鋼管株式会社東京事務所  
(東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号(八重洲ダイビル内))  
丸一鋼管株式会社名古屋事務所  
(名古屋市熱田区千年一丁目 2 番 4 号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	100,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年8月8日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	100,000株	338,000,000	
一般募集			
計(総発行株式)	100,000株	338,000,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
3,380		100	平成29年8月24日		平成29年8月24日

- (注) 1. 本有価証券届出書の効力発生後に締結する募集株式の総数引受契約に基づく第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割当てた者から申込がない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込をし、払込期日に後記払込場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
丸一鋼管株式会社 人事総務部	大阪市西区北堀江三丁目9番10号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 大阪営業部	大阪市中央区備後町2丁目2番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
338,000,000	0	338,000,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

## (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金338,000,000円については、払込期日以降順次、全額を買掛金等の諸費用の支払いの運転資金に充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要(平成29年8月8日現在)

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番11号 (晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーY)
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 桑名 康夫
資本金	51,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る信託業務・銀行業務
主たる出資者及びその出資比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社：66.66% 株式会社りそな銀行：33.33%

##### b 提出者と割当予定先との間の関係(平成29年8月8日現在)

出資関係	当社株式11,668,000株を保有しております。
人事関係	人事関係は有りません。
資金関係	資金関係は有りません。
技術又は取引関係	技術又は取引関係は有りません。

なお、出資関係につきましては、平成29年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

従業員インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」(以下「本制度」といいます。)の内容

当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする信託契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として本信託に係る有価証券等の信託財産の管理を再信託しますことから、割当予定先は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)といたします。

##### (1) 本制度の概要

本信託は、あらかじめ当社が定めた「株式給付規程」に基づき、一定の受益者要件を満たした当社及び当社のグループ会社(以下、「当社グループ会社」という。)の社員(以下、「当社グループ従業員」という。)に対し、当社株式を給付する仕組みです。

当社は、当社グループ従業員に対し年齢に応じてポイントを付与し、原則として定年退職時等、一定の受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を給付します。当社グループ従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社グループ従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲を高める効果が期待できます。本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使は、信託管理人又は受益者代理人が本信託契約に定める「議決権行使ガイドライン」に従って、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(以下「信託銀行」といいます。)に対して議決権行使の指図を行い、信託銀行はその指図に従い議決権行使を行います。なお、受益者が存在するに至った場合は、信託管理人が受益者代理人に就任します。

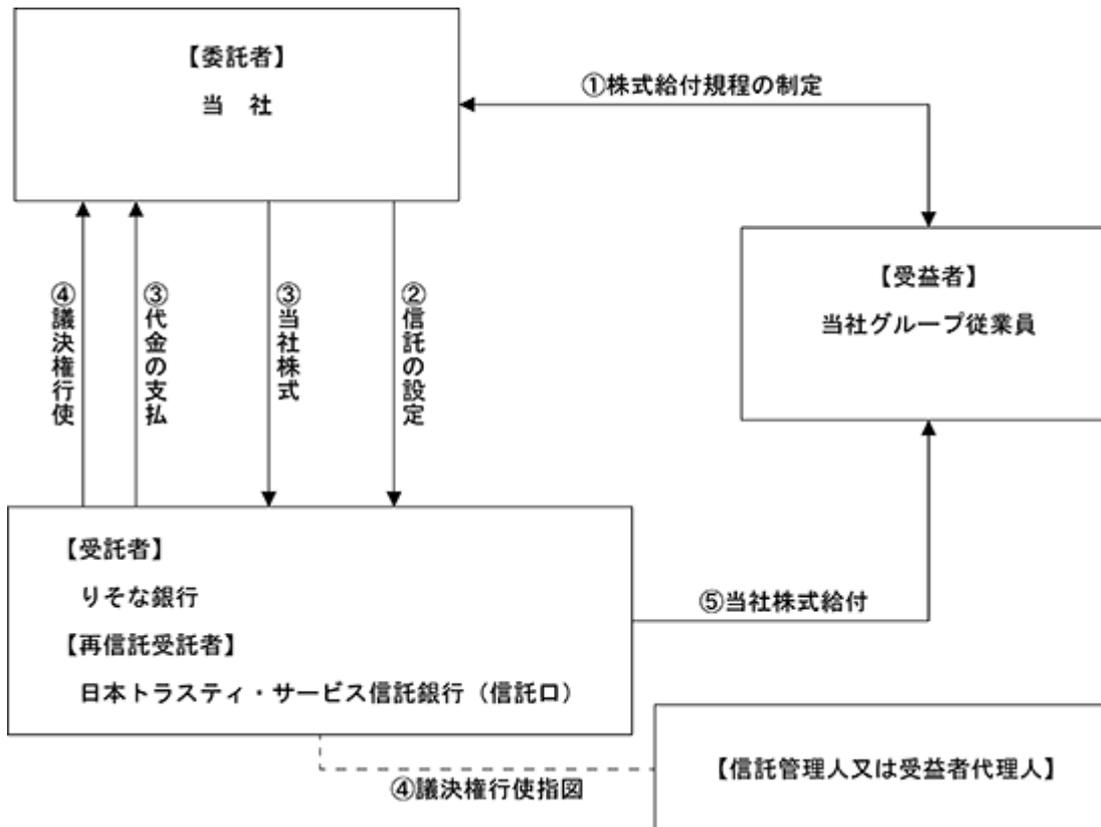
## (2) 受益者の範囲

株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

## (本制度の概要)

- (1) 名称 : 株式給付型ESOP
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行  
株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- (4) 受益者 : 受益者候補のうち、本信託契約に従った受益者として確定されるための手続を履践した者。信託設定時において受益者は存在しません。
- (5) 信託管理人 : 当社従業員
- (6) 本信託契約の締結日 : 平成29年8月24日
- (7) 金銭を信託する日 : 平成29年8月24日
- (8) 信託の期間 : 平成29年8月24日から信託が終了するまで
- (9) 対象期間 : 平成30年3月31日で終了する事業年度から平成34年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度(以下「当初対象期間」といいます。)及び当該5事業年度経過後に開始される5事業年度ごとの期間
- (10) 議決権行使 : 信託管理人又は受益者代理人が本信託契約に定める「議決権行使ガイドライン」に従って、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(原信託受託先：株式会社りそな銀行)に対して議決権行使の指図を行い、信託銀行はその指図に従い議決権行使を行います。
- (11) 取得株式の種類 : 当社普通株式
- (12) 取得株式の総額 : 338,000,000円
- (13) 株式の取得時期 : 平成29年8月24日
- (14) 株式の取得方法 : 第三者割当による処分(第三者割当の方法による当社株式の取得)
- (15) 残余財産 : 当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却する又は公益法人に寄附することを予定しています。金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、又は公益法人に寄附することを予定しております。

## 株式給付信託の概要



当社は、本制度の導入に際し株式の給付規程を制定し、当社グループ従業員へのポイント付与・株式給付の基準等を定めます。

当社は、本制度を実施するため、金銭を拠出し本信託を設定します。

信託銀行は、信託された金銭により当社株式を取得します。

信託銀行は、信託管理人又は受益者代理人の指図に基づき、当社株式の議決権を行使します。

信託期間中、上記の株式給付規程の定めにより、本制度の対象者である当社グループ従業員にポイントが付与されます。株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした当社グループ従業員に対して、付与されたポイントに応じた当社株式を給付します。

## c 割当予定先の選定理由

当社は、本制度の導入にあたり、円滑な導入や導入後の事務体制、過去の実績、本信託に係る事務コスト等を他社比較等も含めて総合的に勘案した結果、株式会社りそな銀行より提案のありました本信託を導入することといたしました。

また、当社は機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を行ってまいりましたが、本信託の導入にあたり、自己株式の有効活用のため自己株式の割り当てを行うことにしました。

これらの経緯を踏まえ、本信託においては「従業員インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」の内容」に記載しましたとおり、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者として本信託契約を締結した上で、当社が、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)を割当予定先として選定したものであります。

## d 割り当てしようとする株式の数

100,000株

## e 株券等の保有方針

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、本自己株式処分により取得する当社株式を、本信託契約に基づき、信託期間内において株式給付規程に基づき当社株式を受益者に給付するために保有するものです。

## f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から株式会社りそな銀行(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ信託する当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、本信託契約により確認を行っております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

なお、割当予定先及びその原信託受託者である株式会社りそな銀行(以下「割当予定先等」といいます。)が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先等が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社出資者や出資比率、役員等についてウェブサイト及びディスクロージャー誌の公開情報に基づき調査し、また株式会社りそな銀行にも本信託契約書で確認いたしました。

その結果、当社といたしましては割当予定先等が特定団体等でないこと及び特定団体等と何ら関係を有していないと判断し、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

## a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分は、本制度の導入を目的として行います。処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議日(以下、「本取締役会決議日」という。)の直前営業日である平成29年8月7日の東京証券取引所における当社株式の終値である3,380円といたしました。なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前1カ月間(平成29年7月10日から平成29年8月7日)の終値平均である3,406円(円未満切捨て)からの乖離率は0.76%、本取締役会決議日の直前3カ月間(平成29年5月8日から平成29年8月7日)の終値平均である3,341円(円未満切捨て)からの乖離率は1.17%、同6カ月間(平成29年2月8日から平成29年8月7日)の終値平均である3,352円(円未満切捨て)からの乖離率は0.84%となっており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであることから、これらを勘案した結果、特に有利な処分価額には該当せず、合理的なものと判断いたしました。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち3名は社外監査役)全員が、特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

**b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方**

処分数量につきましては、株式給付規程のポイント付与の当初対象期間(平成30年3月31日で終了する事業年度から平成34年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度)に付与する見込みのポイントに相当する株式数であり、平成29年3月31日現在の発行済株式総数に対し0.11%(少数第3位を四捨五入。平成29年3月31日現在の総議決権総数825,114個に対する割合0.12%)となりますが、株式給付規程に基づく株式の給付は、当社グループ従業員の定年退職等に伴うもので緩やかに行われるため、本自己株式処分による株式が大量に株式市場に流出することは考えられません。

加えて、本制度の導入により、当社グループ従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を収受することができ、株価を意識した業績向上への勤労意欲や経営参加意識を高める効果が期待できます。

以上のことから、希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

**4 【大規模な第三者割当に関する事項】**

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(千株)	割当後の総議決 権数に対する 所有議決権数の 割合(%)
株式会社ヨシムラホールディングス	大阪市平野区加美西2丁目10番2号	4,200	5.09	4,200	5.08
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	3,900	4.73	3,900	4.72
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	3,886	4.71	3,886	4.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,399	4.12	3,499	4.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・JFEスチール株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,003	3.64	3,003	3.64
JFEスチール株式会社	東京都千代田区内幸町2丁目2番3号日比谷国際ビル	2,602	3.15	2,602	3.15
吉村精仁	大阪市平野区	2,496	3.03	2,496	3.02
CBHK-CHINA STEEL CORPORATION(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HONG KONG HOM, KOWLOON, HONG KONG (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	2,000	2.42	2,000	2.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,953	2.37	1,953	2.36
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST(常任代理人 香港上海銀行)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,838	2.23	1,838	2.23
計		29,279	35.48	29,379	35.56

- (注) 1. 平成29年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。割合は小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
3. 上記のほか当社保有株式の自己株式11,255千株は、割当後11,155千株となります。
4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合は、平成29年3月31日現在の総議決権数(825,114個)に本自己株式処分により増加する総議決権数(1,000個)を加えた数で除した数値です。

#### 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の第83期有価証券報告書及び第84期第1四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年8月8日)までの間において、生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年8月8日)現在においても変更の必要はないと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第83期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年8月8日)までの間において、以下の臨時報告書を平成29年6月27日に関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

(平成29年6月27日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、平成29年6月23日開催の第83回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月23日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 取締役6名選任の件

鈴木博之、吉村貴典、堀川大仁、目黒義隆、中野健二郎、牛野健一郎の各氏を取締役に選任するものであります。

#### 第2号議案 監査役1名選任の件

奥村萬壽雄氏を監査役に選任するものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意志の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 取締役6名選任の件				(注)	
鈴木 博之	666,020	54,990	2,209		可決 91.39
吉村 貴典	673,203	47,809	2,209		可決 92.38
堀川 大仁	674,145	47,857	1,219		可決 92.51
目黒 義隆	674,139	47,863	1,219		可決 92.51
中野 健二郎	666,644	55,357	1,219		可決 91.48
牛野 健一郎	623,448	98,554	1,219		可決 85.55
第2号議案 監査役1名選任の件				(注)	
奥村 萬壽雄	678,588	43,482	1,219		可決 93.12

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第83期)	自 至	平成28年4月1日 平成29年3月31日	平成29年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第84期第1四半期)	自 至	平成29年4月1日 平成29年6月30日	平成29年8月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDNET)を使用したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月23日

丸一鋼管株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 田 大 輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 野 勇 人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 重 久

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸一鋼管株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸一鋼管株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、丸一鋼管株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、丸一鋼管株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月23日

丸一鋼管株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	田	大	輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	野	勇	人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	重	久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸一鋼管株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第83期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸一鋼管株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8 月 8 日

丸一鋼管株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 安 弘 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 野 勇 人 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 重 久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸一鋼管株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸一鋼管株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。